

---

# 「玉津第一小学校の移転改築に関する」 市民意見の募集について

---

## 趣旨

玉津第一小学校では、周辺の区画整理事業の実施により住宅開発が進み、児童数が増加し、現在の校舎での受け入れが困難になってきています。

そこで、同小学校を移転改築するとともに、移転に合わせ校区の調整を行い、学校規模を適正にし、子どもたちによりよい学びの環境を整備しようと事業を進めています。

この事業を進めるにあたり、みなさんの幅広いご意見を募集します。

## 期間

平成17年5月1日(日)～平成17年5月31日(火)

## 意見提出方法

1. 書面で提出していただきます。

2. 次のいずれかの方法でお願いします。

(1) 郵送の場合 あて先 〒650-8570 (住所不要) 教育委員会学校整備課

(2) FAXの場合 322-6157 教育委員会学校整備課

(3) 電子メールによる場合 ホームページからアクセスしていただきます

E-mail:gakkouseibi@office.city.kobe.jp

(4) 持参される場合 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

市役所3号館8階 教育委員会学校整備課

3. 意見書の様式は自由です。

ただし、住所、氏名(法人その他団体にあつては、名称及び代表者の氏名)と「玉津第一小学校の移転改築」に対する意見であることを明記してください。

また、神戸市内にお住まいの方以外の方で、市内の事業所等に勤務されている方、市内の学校に在学中の方、市内に事業所等を有する個人及び法人その他団体の方は事業所等又は学校の名称及び所在地を記載してください。

## 学校の規模整備内容等

	整備内容
敷地面積	20,716 m <sup>2</sup>
校舎面積	約 8,900 m <sup>2</sup>
クラス数	26 クラス
建設場所	西区玉津町小山 1 丁目

## 建設スケジュール

平成 17 年度 基本設計 実施設計 文化財発掘調査 工事着工  
平成 18 年度 工事完成 引越し  
平成 19 年度 現校舎解体

### 個人情報の取扱いについて

- 1 意見募集で頂戴いたしましたご意見・ご提案は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等公表することが不適切な情報(情報公開条例第 10 条各号に規定する情報)を除いてホームページ等で公表させていただきます。
- 2 個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- 3 ご意見・ご提案・氏名・住所、E メールアドレス等につきましては、本市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用・提供しないととも適正に管理いたします。
- 4 意見提出に際し、以下の理由から氏名、住所の記載をお願いしています。  
提出された意見の内容を確認させていただく場合があること  
意見提出手続は、「市民(市に在住・在勤・在学、事務所・事業所を有する方)」を対象として行う手続であること

## Q & A

Q1. どうして移転改築するのですか？

A1. 西区玉津町では、区画整理事業が行われており、住宅の開発が進んでいます。それに伴い、玉津第一小学校では児童数が増加し、教室が不足するなど、現在の校舎での受け入れが困難になってきています。そこで、同小学校を移転改築するとともに、移転に合わせて近隣校との校区調整を行い、子供たちの学びの環境をよりよくしようとするものです。

Q2. どこへ移転するのですか？

A2. 第二神明道路玉津インターより約250m東北東の玉津町小山1丁目へ移転します。(裏面地図参照)

Q3. いつ移転開校するのですか？

A3. 平成19年4月の移転を目標にしています。

Q4. どんな学校ができるのですか？

A4. 現在の約2倍の敷地(約20,000㎡)に26学級規模の学校を建設します。太陽光発電システムや雨水利用等環境にも配慮した設備を導入します。また、屋上緑化を進めヒートアイランド現象の緩和を図ります。その他、エレベーターを設置するなどバリアフリー対策や室内の空気中化学物質の影響を軽減するシックハウス対策も進めます。

Q5. 学校名は変わるのですか？

A5. 学校名については、移転となることから玉津第一小学校のまま名称変更しない予定です。

Q6. 校区はどうなるのですか？

A6. 小学校の移転改築に伴い、玉津町の中でも児童数の増加の著しいところとそうでないところがあるため、各小学校のバランスを考えて校区を調整する必要があると考えております。具体的には、PTA、自治会等の皆さんとも協議の上、移転する前年に校区調整審議会に諮問し、その答申を経て正式に決定されることとなります。

Q7. 移転後、跡地や現校舎はどうなるのですか？

A7. 神戸市としては処分できる土地は、処分(売却)するのが原則です。しかし、隣接するたまつ幼稚園の過密対策として一部利用できないか、また地元の方からも要望のある体育館の活用などについても検討していきたいと考えております。

玉津第一小学校位置図及び移転改築予定地

